

(令和3年度支援)

原状回復事業事例：沖縄県西原町医療系廃棄物事案

事案の類型	中間処理業者による不適正処理
事案の場所	沖縄県西原町
行為者	A社及び代表取締役B C社及び代表取締役D、元役員E・F、元従業員G H社及び代表取締役I
規模及び種類	医療系廃棄物 廃棄物計 118.47トン
支障のおそれ	行為者は、県内医療機関等から収集した医療系廃棄物を適切に処理せず、コンテナ内に詰め込んだ状態で放置した。 長期間放置されたコンテナは腐食して穴が開き、内部の医療系廃棄物（注射針等）が露出している状態にあり、このまま放置した場合、腐食の進行により穴が拡大し医療系廃棄物の飛散や流出のおそれがある。
対策工の概要	全量撤去
除去した廃棄物の種類及び量	感染性廃棄物 計 118.47 t (排出事業者による自主撤去量110 tを含む)
代執行費用	8,565,380円(支援対象事業費)
支援した資金額	5,995,000円

【事案概要】

当該事案は、行為者たる収集運搬業の許可を持つA社（代表取締役B）及び中間処分業の許可を持つC社（代表取締役D、元役員E・F及び元従業員G）が共謀し、平成21年から平成22年にかけて、沖縄県内の医療機関等から収集した医療系廃棄物（以下「廃棄物」という。）を適正に処理せず、不適正保管した事案である。

A社及びC社が収集した廃棄物は県内各地にて不適正保管されていたが、平成24年12月頃より、C社から依頼を受けたH社（代表取締役I）が手配した土地（沖縄県西原町）に移され、コンテナ内にまとめて不適正保管された。

平成26年に匿名の通報により県が事案を覚知し、関与者に対する聴取、指導等を実施したが、互いに責任転嫁し、行為者の特定に時間を要した。

その後、平成29年にコンテナの腐食が確認され、廃棄物の飛散、流出等の生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあったことから、令和2年1月及び2月に、行為者に対して措置命令を発出した。

しかし、命令の期限後も措置が履行されなかったことから、県は支障の除去を講ずるため、令和3年8月に行政代執行に着手し、同年10月に支障の除去が完了した。

その際、行為者への徹底した指導や廃棄物調査により、排出事業者（36業者）が判明したことから、同排出事業者等に対する粘り強い指導の結果、28業者が廃棄物の自主撤去に

応じたため、行政代執行による廃棄物の撤去量は、措置命令時の約7%にまで減少した。

なお、それぞれ別件の不適正処理により、A社の許可は平成22年6月に許可取消処分に係る聴聞通知後に提出された廃止届により、C社の許可は平成25年2月に許可取消処分により失効している。

代執行前



丸枠のコンテナ内廃棄物が代執行対象。
他コンテナ内廃棄物は排出事業者により自主撤去



代執行中



代執行後

